

暫定措置事業等に係る政策評価の進め方について(案)

1. 政策評価（プログラム評価）の概要（国土交通省政策評価実施要領より）

（1）内容

実施中の施策等について、所期の効果を上げているかどうか、結果と施策等との因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するもの。

（2）実施手順

プログラム評価は、評価の実施手順も含め、第三者の助言を得て実施。

評価結果、バックデータ等の関係資料、第三者から示された助言等の概要、評価結果に対する第三者の意見等については、プログラム評価書として取りまとめを実施。

（3）評価の観点

施策等の特性等に応じて、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行うものとし、必要があれば公平性等の観点からも評価を実施。

（4）テーマ

「内航海運のあり方 - 新時代に対応した内航海運政策 - 」

具体的には、内航海運の主要施策である、内航海運暫定措置事業等について政策評価を実施。

2. 暫定措置事業等に係る政策評価に際しての基本的考え方

- (1) 暫定措置事業等に係る政策評価を行う際には、スクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業を解消し、暫定措置事業を導入した経緯、趣旨等を整理の上、同事業に係る内航海運政策としての目標を明確にすることが必要。
- (2) スクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業の解消及び暫定措置事業の導入については、これまで海運造船合理化審議会内航部会報告書(平成10年3月)、規制緩和3カ年計画(再改定)(平成12年3月閣議決定)において次のとおり触れられているところ。

「内航海運船腹調整事業を解消するための方策について」
(平成10年3月海運造船合理化審議会内航部会報告書)

- 1) 暫定措置事業導入の背景
 - ・ 内航海運事業者の事業経営に悪影響が発生し国内物流の安定的確保に支障をきたすおそれ
 - ・ 内航海運業や小型造船業などの内航海運関連産業が基幹産業としての役割を果たしている特定の地域の経済全体への影響
- 2) 暫定措置事業の効果
 - ・ 船舶建造の自由度の高まり
 - ・ 船舶の近代化の促進
 - ・ 船腹過剰の解消

「規制緩和3カ年計画(再改定)」(平成12年3月閣議決定)

- ・ 15年度の交付金の単価見直しの際、事業収支を勘案しつつ、できる限り単価を低く抑える方向で検討すること

(3) 暫定措置事業の主な政策目標

内航海運市場における公正で自由な競争環境への移行

- ・ 船舶建造の自由度の高まり等市場環境整備による内航海運の活性化

スクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業から暫定措置事業への移行に伴う内航海運業等への経済的影響の段階的解消

海運造船合理化審議会内航部会 「内航海運船腹調整事業を解消するための方策について」(抄)

「・・・船腹調整事業を解消する場合には、既存船の引当資格の財産的な価値について所要の措置を整備する必要がある。しかしながら、引当資格の財産的価値は、船腹調整事業の結果派生した反射的利益であり、これを国が買い上げることは困難・・・」

船腹過剰の解消及び船舶の近代化